

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例、施行規則に基づき、被保険者の資格管理、医療給付に関する申請及び届出の受付、保険料の賦課徴収管理等の事務を行っている。 【特定個人情報ファイルを取り扱う事務の具体的な内容】 ① 被保険者の資格の管理 ② 医療保険給付の管理 ③ 保険料の賦課徴収の管理
③システムの名称	① 後期高齢者医療システム ② 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ③ 団体内統合宛名システム ④ 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第85項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課 郵便番号: 410-2292 住所: 静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話: 055-948-2905 ファックス: 055-948-1169 E-mail: kokuho@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課 郵便番号: 410-2292 住所: 静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話: 055-948-2905 ファックス: 055-948-1169 E-mail: kokuho@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守している ①マイナンバーを本人から取得したものは、住基ネットもしくは広域連合システムにて真正性の確認 ②本人から取得できなかった時については、住基ネットから4情報による照会を行う	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載された申請書等は施錠出来る書棚に保管 特定個人情報の記載された申請書等を郵送する際は特定記録等で郵送する 特定個人情報の記載された書類等を廃棄する際は、市の文書管理規則に基づき適正に廃棄する これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	評価の再実施
令和5年3月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	①実施しない ②	①実施する ②情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 83の項 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 82の項	事後	評価書の見直しの実施
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部 国保年金課	市民環境部 国保年金課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 国保年金課	伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 市民福祉部 国保年金課	伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】	【特定個人情報ファイルを取り扱う事務の具体的な内容】	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一 59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第85項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	実施する 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 83の項 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 82の項	実施しない	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守している ①マイナンバーを本人から取得したものは、住基ネットもしくは広域連合システムにて真正性の確認 ②本人から取得できなかった時については、住基ネットから4情報による照会を行う	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報の記載された申請書等は施錠出来る書棚に保管 特定個人情報の記載された申請書等を郵送する際は特定記録等で郵送する 特定個人情報の記載された書類等の提供については確実なマスキング処理を行う 特定個人情報の記載された書類等を廃棄する際は、市の文書管理規則に基づき適正に廃棄する	事後	様式改正に伴う項目追加